

2023.5.31

トークンの暗号資産該当性 ～令和5年3月24日公表の事務ガイドライン改正案(改訂版)及びパブリックコメントに対する金融庁の考え方の整理とそれを踏まえた検討課題～

ブロックチェーン上で個人又は事業者が発行するトークン¹(NFT、FTを問わない)が、資金決済に関する法律(以下「資金決済法」といいます。)第2条第5項において定義される暗号資産²に該当すると、当該トークンの発行・流通は資金決済法の業規制の対象となり、具体的にはその取扱いに暗号資産交換業者の関与が必要となります。従って、トークンの暗号資産該当性は当該トークンによるビジネスを行う上で極めて重要な問題であるところ、かかる暗号資産該当性の判断に当たり、従来、暗号資産の要件の一つである「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる」の判断基準が不明確であるとの指摘がありました。これを受け、金融庁は、かかる判断基準を明らかにする事務ガイドライン改正案を昨年12月に公表し、パブリックコメントに付していたところ、本年3月24日に、パブリックコメントに対する考え方及びパブリックコメントを踏まえた事務ガイドライン改正案の改訂版を公表しました。

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230324-2/20230324-2.html>

そこで、以下においては、事務ガイドライン改正案(改訂版)及びパブリックコメントに対する金融庁の考え方の内容を整理するとともに、それをもとに実際に発行されているNFTの暗号資産該当性を判断するにあたってのいくつかの検討課題について説明します。

I 事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)改正案(令和4年12月16日公表)、同改正案に対するパブリックコメントに対する金融庁の考え方(令和5年3月24日公表)(以下「パブコメ回答」という。)及び同「考え方」に基づく事務ガイドライン改正案修正版(令和5年3月24日公表)(以下「改正ガイドライン」という。)の整理

1. 資金決済法第2条第5項第1号に規定する暗号資産(1号暗号資産)の該当性に関して「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる」ことを判断するための判断基準

(1) 改正ガイドラインの規定

- A. 「代価の弁済のために不特定の者に対して使用できるもの」という要件にあてはまらないと認められるためのセーフハーバー(「セーフハーバーA」)
社会通念上、法定通貨や暗号資産を用いて購入又は売却を行うことができる物品等に留まると考えられるもの。
- B. 「社会通念上、法定通貨や暗号資産を用いて購入又は売却を行うことができる物品等に留まると考えられるもの」(セーフハーバーA)と認められるためのセーフハーバー(「セーフハーバーB」)
以下のイ及びロを満し、かつ、現に小売業者の実店舗・ECサイトやアプリにおいて、物品等の購入の代価の弁済のために使用されているなど、不特定の者に対する代価の弁済として使用される実態がないこと。
 - イ 発行者等において不特定の者に対して物品等の代価の弁済のために使用されない意図であることを明確にしていること。
上記にあてはまるためのセーフハーバー(「セーフハーバーBイ」)
 - ① 発行者又は取扱事業者の規約や商品説明等において決済手段としての使用の禁止を明示している、又は

¹ ここでいう「トークン」は、既存のブロックチェーンを利用して(典型的には、FTはERC-20、NFTはERC-721といったイーサリアムブロックチェーンのトークン規格により)個人又は事業者により発行される電子的証券であり、ビットコイン、イーサリアムのようにそれぞれ固有のブロックチェーンから生成される電子的証券と区別される。

² 資金決済法第2条第5項:

「この法律において『暗号資産』とは、次に掲げるものをいう。ただし、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第三項に規定する電子記録移転権利を表示するものを除く。

一 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。)であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの」

- ② システム上決済手段として使用されない仕様となっていること
- ロ 当該財産的価値の価格や数量、技術的特性・仕様等を総合考慮し、不特定の者に対して物品等の代価の弁済に使用し得る要素が限定的であること。
上記にあてはまるためのセーフハーバー(「セーフハーバーBロ」)
 - ① 最小取引単位当たりの価格が通常の決済手段として用いるものとしては高額であること、又は
 - ② 発行数量を最小取引単位で除した数量(分割可能性を踏まえた発行数量)が限定的であること
- C. セーフハーバーBに当たらずともセーフハーバーAが認められる場合
セーフハーバーBの要件「イ及びロを充足しないこと」をもって直ちに暗号資産に該当するものではなく、個別具体的な判断の結果、暗号資産に該当しない場合もあり得る。³

(2) パブコメ回答による改正ガイドライン規定の解説

上記(1)A.「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる」について

- (i) あるトークンが他のトークンとの交換の手段として用いられる場合(例えば、ゲーム内においてゲーム内アイテムのNFT同士を交換する場合、特定の限定NFTを取得するために他のNFTと交換する場合、マーケットプレイスにおいてNFT同士の交換をする場合等)が、「物品の代価の弁済」に該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断される。(No. 32)
- (ii) トークンの保有者が商品やサービスの提供を受ける場合であっても、そのことに伴い当該保有者が当該トークンを失わないときは、「代価の弁済として使用」されるものではない。(No.39)

上記(1)B.「以下のイ及びロを満たし、かつ、現に小売業者の実店舗・ECサイトやアプリにおいて、物品等の購入の代価の弁済のために使用されているなど、不特定の者に対する代価の弁済として使用される実態がないこと。」について

- (i) セーフハーバーBを満たしていれば、仮に当該トークンが国内・国外の暗号資産取引所・NFT取引所(DEXを含む)で取り扱われている場合であっても、「社会通念上、法定通貨や暗号資産を用いて購入又は売却を行うことができる物品等に留まると考えられるもの」と認められることを妨げない。(No.6)
- (ii) 発行当時に暗号資産に該当しないトークンが、発行後の使用実態、経時的要素により、いずれかの時点以降、暗号資産に該当する可能性がある。(No. 10)
- (iii) 現に小売業者の実店舗等やアプリにおいて決済手段として用いられるような場合には、小売業者が多いかどうかによらず、「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる」旨の要件を満たす場合がある。(No. 11)

上記(1)B.イ①「発行者又は取扱事業者の規約や商品説明等において決済手段としての使用の禁止を明示している」について

- (i) 代価の弁済のために当該トークンを使用している利用者に警告を発するなど、代価の弁済のために使用されないための合理的な措置を講ずることが求められる。(No.1)
- (ii) 発行者又は取扱業者は、新規発行時のみでなく二次流通時においても、不特定の者に対して物品等の代価の弁済のために使用されない意図であることを明確にしている必要がある。(No.15)
- (iii) 発行者の特定のサービスのみで使用されることが予定されたトークンで、当該サービス以外のサービスにおける代価の弁済に使用されることが利用規約上禁止されており、かつ、当該サービスのユーザーとして登録された者以外への移転がなされない仕様・システムとなっている場合(利用規約への違反があった場合には、ユーザー資格の剥奪がなされるよう利用規約で定める)、セーフハーバーBイは満たすが、セーフハーバーBロを満たすかどうかに関しては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断される。(No.22)

上記(1)B.イ②「システム上決済手段として使用されない仕様となっていること」について

例として、ブロックチェーン上で第三者に移転することが不可能となっている仕様のほか、互いに面識のある者から構成される限定的なコミュニティ内においてのみ移転することが可能な仕様などが考えられるが、これらに限らず個別具体的に判断される。(No. 13)

³ 括弧内は改正ガイドラインの文言を引用したものであるが、趣旨としては、「要件イ又はロを充足しないことによりセーフハーバーBに当たらない場合、そのことをもって直ちにセーフハーバーAが認められないこととなるものではなく、個別具体的な判断の結果セーフハーバーAが認められ、その結果暗号資産に該当しないこととされる場合もあり得る。」ということと解される。

上記(1)B.ロ①「最小取引単位当たりの価格が通常の決済手段として用いるものとしては高額であること」について

- (i) 最小取引単位当たりの価格が1000円以上のものについては「通常の決済手段として用いるものとしては高額」なものと考えられる。(No. 16)
- (ii) 事後的に1000円未満で取引される状況があることをもって直ちに暗号資産に該当するものではない。もっとも、例えば、一定期間にわたって1000円未満で取引される状況にあれば、「通常の決済手段として用いるものとしては高額」であることは満たさないこととなる。(No.16)
- (iii) トークンの価格については、基本的に当該トークンが提供されているサービスプラットフォームや二次的な流通市場において取引される価格を基準に判断する。(No. 19)
- (iv) トークンを新規に提供する際に暗号資産該当性の判断基準となる価格は、有償で発行・販売されるトークンはその販売価格となり、無償で発行・交付されるトークンは0円となる。(No. 23)
- (v) 各トークンがその性質や機能が異なるため、同じ種類のものとはいえず、その個別性を理由に取引所等において異なる価格で取引されている場合には、各トークンについて取引所等で取引される最小取引単位当たりの価格が「最小取引単位当たりの価格」に該当することになる。(No. 26)
- (vi) トークンがいわゆるおまけとして無償で提供されるものかどうかは、当該トークンの交付に際しての対価性の有無など、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断される。(No.34)

上記(1)B.ロ②「発行数量を最小取引単位で除した数量(分割可能性を踏まえた発行数量)が限定的であること」について

- (i) 発行数量を最小取引単位で除した数量(分割可能性を踏まえた発行数量)が100万個以下である場合には、「限定的」といえる。(No. 20)
- (ii) トークンが分割可能かどうかはその性質や仕様等により判断されるものと考えられるが、一般的には、暗号資産のように、トークンを分割することにより最小取引単位を小さくすることが可能な場合には分割が可能と考えられる。(No.24)
- (iii) 提供されるサービスのコンテンツごとにトークンの種類が異なる場合には、異なる種類のトークンごとに発行数量を算出する。(No. 36)
- (iv) 紐づくイラストの一部が異なるなど、紐づくコンテンツが異なるトークンについては、基本的に、同じ種類のものではなく別のトークンとみなし、それぞれのトークンに関して、発行数量の要件を判断する。ただし、紐づくコンテンツが異なるトークンであっても、流通市場等において、扱われ方や価格等の観点で同じ種類のものとして扱われている場合には、同じ種類のものとして扱われているトークンの数量の合計を判断の基準として用いる。(No.35)

上記(1)C.「セーフハーバーBの要件イ又はロを充足しないことをもって直ちに暗号資産に該当するものではなく、個別具体的な判断の結果、暗号資産に該当しない場合もあり得る。」について

物品の購入等の代価の弁済のために利用されている実態がある場合には、基本的に「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる」ものとして暗号資産に該当する。(No. 25)

2. 資金決済法第2条第5項第2号に規定する暗号資産(2号暗号資産)の該当性に関して「不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる」ことを判断するための判断基準

(1) 改正ガイドラインの規定

従来の事務ガイドラインにおいて判断基準の一つされていた「1号暗号資産を用いて購入又は売却できる商品・権利等にとどまらず、当該暗号資産と同等の経済的機能を有するか」を判断する上で、上記1の判断基準があてはまる。

→1号暗号資産と相互に交換を行うことができるトークンであっても、「社会通念上、法定通貨や暗号資産を用いて購入又は売却を行うことができる物品等に留まると考えられるもの」であれば、「1号暗号資産と同等の経済的機能を有する」とはいえず、当該トークンが「社会通念上、法定通貨や暗号資産を用いて購入又は売却を行うことができる物品等に留まると考えられるもの」といえるか否かの判断基準は、上記1(1)B及びCがあてはまる。

(2) パブコメ回答による改正ガイドラインの規定の解説

特になし。

II NFTに関する検討課題

1. NFTと「同一種類」のトークン

NFTにおいては、あるコンテンツを指し示す一定の個別性が付与された情報が記録されているが、当該コンテンツとの関係でNFT保有者が具体的にどのような便益を享受できるかは発行者との取り決めにより定まる。NFT保有者は、コンテンツに関する便益を発行者との取り決めに従い発行者を介して享受するのであって、必ずしも記録されたコンテンツに紐づいた情報自体の機能として自動的に享受するわけではない。NFTの財産的価値は、コンテンツを指し示すトークン自体の希少性による場合もあるが、当該NFT保有者が享受するコンテンツに関する便益(例えばゲーム内における特定のアイテムの使用)の価値に基づく場合も多い。

NFTは、一般に、コンテンツを指し示す情報自体に付与された個別性をもってNon fungibleといわれるのであって、特定のコンテンツ・便益と紐づいていることをもってNon fungibleといわれるわけではない。特定のコンテンツに紐づきかつ当該コンテンツについて同一の便益を享受できるNon fungibleなトークンはいくつでも発行することができ、これらはガイドライン・パブコメ回答においては、「同一種類のトークン」と整理される。ガイドライン・パブコメ回答は、NFTとしての個別性をもって「代価の弁済のために不特定の者に対して使用できるもの」という要件の該当性を否定することはせず、NFTかFTかにかかわらず「同一種類のトークン」ごとに、「最小取引単位当たりの価格」、「発行数量を最小取引単位で除した数量」等の要素を踏まえ、「代価の弁済のために不特定の者に対して使用できるもの」か否かを判断する立場をとっている。

なお、パブコメ回答は、「NFT」という用語を用いたパブコメに対して、逐一「NFTの指すところが必ずしも明確ではなく一概にお答えすることは困難ですが」と述べた上であくまでも「トークン」の問題として回答しており、「NFT」について一定の意味付けを承認した上での回答を敢えて避けているように見受けられる。

2. 現在発行されているNFTの仕組み・状況に照らしたセーフハーバーBの該当性

(1) Bイについて

Bイ①「発行者又は取扱事業者の規約や商品説明等において決済手段としての使用の禁止を明示すること」

<検討課題>

- ・パブコメ回答No1がBイ①充足の要件として求める「代価の弁済のために当該トークンを使用している利用者に警告を発するなど、代価の弁済のために使用されないための合理的な措置」は可能か？
→発行会社が、利用規約等により決済手段としての使用を禁止し、実際に決済手段として使用されていることを知った場合、それについて(HP上等で)警告を発するような対応は可能であろうが、そのような対応で足りるか。
- ・パブコメ回答No.15がBイ①充足の要件として求める「新規発行時のみでなく二次流通時においても、不特定の者に対して物品等の代価の弁済のために使用されない意図であることを明確にすること」は可能か？
→発行会社の規約において二次流通時においても決済手段として使用することを禁止する旨明示することで足りるか。
- ・パブコメ回答No.22によれば、「発行者の特定のサービスのみで使用されることが予定されたトークンで、当該サービス以外のサービスにおける代価の弁済に使用されることが利用規約上禁止されている」場合においては、「当該サービスのユーザーとして登録された者以外への移転がなされない仕様・システムとなっている場合」はBイは充足することとなるが、この場合の、「当該サービスのユーザーとして登録された者以外への移転がなされない仕様」は可能か？

Bイ②「システム上決済手段として使用されない仕様となっていること」

<検討課題>

- ・パブコメ回答No.13において例として挙げられている「互いに面識のある者から構成される限定的なコミュニティ内においてのみ移転することが可能な仕様」は可能か？
→発行者が設けたプライベートチェーン上でのみで移転する仕様は可能であるが、それが「互いに面識のある者から構成される限定的なコミュニティ内の移転」と認められるかは、ケースバイケースの判断となるのではないか。

Bイの充足性についてのコメント

Bイ②の充足性はパブコメ回答だけでは判断が難しいが、Bイ①は、「代価の弁済のために使用されないための合理的な措置」が、代価の弁済のために使用されていることを発行者が知った場合警告を発するといった程度の措置で足り、「二次流通時においても代価の弁済のために使用されない意図の明示」が、発



行会社の規約において二次流通時においても決済手段として使用することを禁止する旨明示することで足りるのであれば、充足は可能ではないか。

Bイ①が充足すれば、Bイは充足する。

(2) Bロについて

Bロ②「発行数量を最小取引単位で除した数量(分割可能性を踏まえた発行数量)が限定的であること」

< 検討課題 >

- ・トークンを分割できない仕様とすることは可能か？

Bロの充足性についてのコメント

Bロ①は、流通後の価格のコントロールができないことから充足できない場合もあり得るが、Bロ②は、分割できない仕様とすることができるなら充足は可能であろう。

Bロ②が充足すれば、Bロは充足する。

(3) B「不特定の者に対する代価の弁済として使用される実態がないこと」について

< 検討課題 >

- ・あるトークンが他のトークンとの交換の手段として用いられている場合(例えば、ゲーム内においてゲーム内アイテムのNFT同士を交換する場合、特定の限定NFTを取得するために他のNFTと交換する場合、マーケットプレイスにおいてNFT同士の交換をする場合等)でも「不特定の者に対する代価の弁済として使用される実態」があると認められ得るか。認められ得るとして、どのような要件を満たしていれば、「不特定の者に対する代価の弁済として使用される実態」がないと認められるか？

→パブコメ回答(No.32)では、かかる場合において、「個別事例ごとに実態に即して実質的に判断される。」としており、NFT同士の交換ということ自体で「代価の弁済としての使用」にはあたらないとはみなしておらず、それでは具体的にどのような状況であれば「代価の弁済として使用されている実態」があると認められるかについては手掛かりとなる基準を示していない。よって、NFT同士の交換が不特定の者との間で活発に行われている状況がある場合、かかる状況が「代価の弁済として使用されている実態」があるとみなされるか否かはケースバイケースの判断となろう。

パブコメ回答No.25によれば、「代価の弁済として使用されている実態」があるとみなされることによりセーフハーバーBを充足しない場合は、他の事情があったとしてもおよそセーフハーバーAを充足することはできなくなり暗号資産に該当することとなる。従って、NFT同士の交換が想定される場合は、交換の状況がどのようなものであれば「代価の弁済として使用されている実態」があるとみなされ得るかについて事前に確認が必要であろう。

以上

シティユウワ法律事務所

弁護士 後藤 出 オブ・カウンセル
izuru.goto@city-yuwa.com

弁護士 池辺 健太 パートナー
kenta.ikebe@city-yuwa.com

弁護士 保川 明 アソシエイト
akira.yasukawa@city-yuwa.com